

日弁連総第8号
2008年(平成20年)5月21日

厚生労働大臣　舛添　要一 殿

日本弁護士連合会
会長　宮　崎　誠

生活保護利用者の通院移送費削減に関する通知の撤回について(要望)

第1 要望の趣旨

貴省社会・援護局長が、本年4月1日、全国の自治体に対し出した「『生活保護法による医療扶助運営要領について』の一部改正について」と題する通知（以下「本件局長通知」という。）については、直ちに撤回されるよう要望する。

第2 要望の理由

1 本件局長通知による通院移送費の原則不支給への転換

従前、病気治療中の生活保護利用者の入退院や通院等にかかる「通院移送費(交通費)」については、「最低限度の移送を、原則として現物給付する」とされてきた。これにより支給してきた金額は1件あたり平均3500円に満たないものである（平成18年度）が、1日1000円、2000円といった生活費をやりくりして暮らす生活保護利用者にとっては、必要な医療を受けるために不可欠のものであった。

ところが、本件局長通知により、上記の取扱いは次のように変更された。

まず、「一般的給付」が認められる場合を、緊急搬送やこれに準ずる4つの場合に限定した。

次に、上記の場合以外に「例外的給付」が認められる場合として、（ア）身体障害等により、電車・バス等の利用が著しく困難な者であって、当該者が最寄りの医療機関に受診する際の交通費が必要な場合、（イ）へき地等により、最寄りの医療機関に電車・バス等により受診する場合であって、当該受診に係る交通費の負担が高額になる場合、（ウ）検診命令により検診を受ける際に交通費が必要となる場合、（エ）医師の往診等に係る交通費または燃料費が必要となる場合に限定し、しかも、例外的給付を認める場合でも、「受診する医療機関については、

原則として福祉事務所管内の医療機関に限る」とした。

この文言を素直に解釈すれば、上記列挙事由に該当しない限り通院移送費の支給を認めないという内容にほかならず、これまで、「移送に必要な最小限度の額」が給付されてきた日常の通院行為、都市部の生活保護利用者、福祉事務所の管轄外で受ける専門医療等について、その途を実質的に大きく制限するものである。

平成18年度の通院移送費給付件数は130万3469件であり、給付額は43億8581万2000円である。しかし、本件通知により現在の支給額の6～7割がカットされると見る福祉事務所もあるとの新聞報道もあるところ、仮にこの数字を借りれば、本件通知により、件数にして80万～90万件、金額にして26億～30億円の給付が削減されることが見込まれることとなる。さらに、一部では、通院交通費が全面的に廃止となった旨を保護利用者に通知する自治体もあらわれていることも併せれば、その実際の削減効果はさらに大きくなる可能性もある。

2 通院移送費の原則不支給は、利用者の健康と生存に重大な影響を及ぼす

これまで支給されていた通院移送費の支給がなくなれば、生活保護利用者は、冒頭で述べたように、生活費等を切り詰めて通院費用を捻出しなければならなくなる。これは実質的には「保護基準の引き下げ」にほかならず、憲法第25条で保障された生存権の侵害につながりかねない。

また、生活費等からの捻出が困難な人は、通院を抑制あるいは断念しなければならず、これは生活保護利用者の「適切な医療を受ける権利（国際人権規約社会権規約第12条2項）」を侵害するものである。こうした通院抑制や断念は、生活保護利用者の健康のみならず生命を直接危険にさらすことにつながり、ひいてはその生存そのものを脅かす。

3 拙速な手続と合理的根拠の欠如

こうした重大な影響を及ぼす取扱いの変更は、本来、実情を十分に調査分析し、自治体現場や生活保護利用者の意見を十分に聴取したうえで慎重に行うべきものである。

しかし、貴省は、本年3月3日の主管課長会議で通知案を突然発表し、通院移送費の実情に関する調査分析も、自治体現場や保護利用者の意見聴取も一切行うことのないまま、4月1日には、本件通知を発出したものであって、その手続は拙速というほかない（貴省は、本年1月、全国の自治体生活保護担当者に対し、2月8日までに1ヶ月3万円超のケースに限って調査報告をするよう要請しているが、未だにその調査結果さえ公表されていない）。

しかも、通院移送費の削減を内容とする上記の通知が出された理由として、厚生労働省は、北海道滝川市における2億数千万円にも上る詐欺事件が発生したことから、通院交通費の支給基準を明確化する必要があると説明している。

しかしながら、本来、この事件は、行政機関による通院交通費支給の要否判断及び監査に重大な瑕疵があった結果発生した事件である。このような事件の発生を理由として、何の落ち度もない一般の生活保護利用者に対して、医療受診のため必要な通院移送費が原則として支給されないとの扱いを導入するのは、全く合理的の根拠を欠くものである。

4 自治体の反発と貴省の不適切な対応について

本件通知に対する関係者の反応として特筆すべきなのは、生活保護を利用している当事者や関係団体だけでなく、保護の実施にあたる自治体関係者からも強い反発や戸惑いの声があがっていることである。

東京都、埼玉県、千葉県などの7自治体の生活保護担当課長は、本年3月21日、連名で貴省保護課長に対し、「今回示された内容は、従来、適正に執行されてきた通院移送費までも大幅に見直し、被保護者の医療給付そのものの適切な実施や生活に重大な影響を与えることが危惧される内容になっている」として、「生活保護実施の連續性に配慮し、支給班員の運用については、地方自治体の意見を聞いて慎重に検討されたい」と求める、異例の要望書を提出している。また、大阪市、京都市、堺市なども、6月末までの「是正期間」中には従前どおりの支給を継続する姿勢を明らかにしている。

一方、貴省は、本年4月4日、疑義照会の多い事項について「Q&A」を発表したもの、実務処理上、もっとも問題となりうる「例外的給付」(イ)の「へき地等」や「高額」の判断基準については回答を避けている。こうした態度は、本件通知発出の目的である「移送費の給付範囲の明確化を図ること」に明らかに反し、いたずらに生活保護支給の現場を混乱させる不適切なものであると言わざるを得ない。

5 結語

当連合会は、2007(平成19)年12月4日「安易かつ拙速な生活保護基準の引き下げに反対する会長声明」を出し、これが幅広い市民の同様の声とともに、今年度実施が検討されていた生活保護基準の引き下げの見送りという成果を生み出した経験を持っている。

今回の通院移送費の制限通知は、今年度実施が検討されていた生活保護基準の引き下げと内容的にも手続的にも同根の問題点を持っているところから、貴省に対し、本件通知の早急な撤回を求めるものである。

以上